

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約) 1月分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成31～35年度営業所オンラインシステム クライアント関係機器 長期借入(再リース)	賃貸借	NECキャピタルソリューション株式会社	¥3,732,894	2024/1/17	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	G7	—

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31～35 年度営業所オンラインシステムクライアント関係機器 長期借入（再リース）

2 契約の相手方

NEC キャピタルソリューション株式会社

3 随意契約理由

本案件は、営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）のクライアント関係機器（以下「クライアント機器」という。）について再リース契約を行うものです。

本システムは、当局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムであり、運用を途切れさせることはできず、お客さまや市民生活に支障をきたすことなく、事業の円滑な実施を確保するためには、クライアント機器が必要不可欠なものです。本システムは、情報システム統合基盤（以下「統合基盤」という。）のサーバを使用しており、統合基盤と密接な関係にあります。

また、統合基盤は本番用のサーバしかないため、クライアント機器を更新するにあたっては、本システムの業務運用を停止しなければならず、これを回避するために、統合基盤のサーバの更新に合わせて実施してきました。今般、現行の統合基盤の運用が2年間延長されたため、本システムのクライアント機器についても2年間のリース延長が必要となったものです。

なお、現行のクライアント機器については、動作上不具合等の故障もなく、現契約の借入期間終了後も継続して使用可能であることを確認しております。

よって上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）